

養父市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

平成 29 年 2 月 10 日
養父市国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(7) 名称：法人農地取得事業

内容：企業による農地取得に係る農地法の特例

(国家戦略特別区域法第 18 条に規定する法人農地取得事業)

以下に掲げる法人が、長期的・安定的な経営基盤等を確保した農業経営を行うこと及び以下のそれぞれの理由により、養父市内の農地を取得する。

④ 住環境システム協同組合（養父市）

小規模水耕栽培の実証を地域との調和を保ちつつ円滑かつ迅速に実施するため耕作放棄地等を取得・再生するとともに、実証技術の普及や集出荷体制の構築を通じ、地域の企業・農家が一体となった効率的・安定的なレタス等の生産に取り組むため。【平成 29 年 3 月を目途に取得】